

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所
- 株式会社 中央技術コンサルタンツ
- 東京都新宿区西新宿 8－5－1
2. 指名停止措置期間
- 令和 7 年 1 0 月 2 4 日 から
- 令和 8 年 1 月 2 3 日 まで （3 ヲ月）
3. 指名停止措置の範囲
- 東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
4. 事実概要及び指名停止措置理由
- 当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 2 1 日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和 7 年 8 月 8 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
- その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 8 月 2 0 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。
- これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 8 号イに該当する。
5. 競争参加資格の種類
- 測量等

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 ヲ月以上12 ヲ月以内 1 ヲ月以上12 ヲ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 佐武建設
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢 7 9 - 1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 2 6 日 から
令和 7 年 1 0 月 9 日 まで (2 週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、令和 4 年 1 2 月 8 日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、污水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約 1 ヶ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和 7 年 2 月 1 2 日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年 2 月 2 7 日に刑が確定した。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 8 号に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第 1)

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所
- 株式会社 小又建設
- 青森県上北郡七戸町字森ヶ沢 59-4
2. 指名停止措置期間
- 令和 7 年 9 月 5 日から
- 令和 7 年 10 月 4 日まで（1ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲
- 東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
4. 事実概要及び指名停止措置理由
- 当該事業者の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約 56.3 トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和 7 年 7 月 2 日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。
- これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
5. 競争参加資格の種類
- 建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所
阿部建設 株式会社
宮城県仙台市青葉区中江2丁目23番20号
2. 指名停止措置期間
令和7年9月5日から
令和7年10月4日まで（1ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
4. 事実概要及び指名停止措置理由
当該事業者の元常務取締役（事件当時）が、令和2年7月に水産加工会社の元代表含むほか2名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
5. 競争参加資格の種類
建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 石川組

秋田県鹿角市十和田大湯字中田 1－3

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 5 日から

令和 7 年 1 0 月 4 日まで（1 ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

令和 4 年 5 月 2 7 日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生した
ことについて、元請事業者である当該事業者の現場代理人は、下請事業者の現場代
理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出し
た。このことにより、令和 7 年 6 月 2 4 日、当該事業者の現場代理人に対し罰金 2
0 万円の判決が確定した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正
又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヵ月以上 9 ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

大館桂工業 株式会社
秋田県大館市御成町 3 - 7 - 1 7

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 5 日から
令和 7 年 1 0 月 4 日まで (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

令和 4 年 5 月 2 7 日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、当該事業者の現場代理人ほか 2 名は、元請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和 7 年 4 月 2 1 日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和 7 年 6 月 2 4 日、当該事業者に対し罰金 2 0 万円、現場代理人ほか 2 名に対し罰金 1 0 万円の判決が確定した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニック産機システムズ 株式会社
東京都墨田区押上 1-1-2

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 1 8 日 から
令和 7 年 9 月 1 7 日 まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 7 年 1 月 31 日に、建設業許可部局より 2 2 日間の営業停止処分を受けた。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニックマーケティングジャパン 株式会社
大阪府大阪市中央区城見 2-1-6 1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 1 8 日 から
令和 7 年 1 0 月 1 7 日 まで (3 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 7 年 1 月 3 1 日に、建設業許可部局より 2 2 日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第 7 条第 2 号及び建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 2 8 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、同日、指示処分を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号 (建設業法違反行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1 3 当該部局が所管する区域内において、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニック環境エンジニアリング 株式会社
大阪府吹田市垂水町 3-2 8-3 3

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 1 8 日 から
令和 7 年 9 月 1 7 日 まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 7 年 1 月 3 1 日に、建設業許可部局より 2 2 日間の営業停止処分を受けた。
また、建設業法第 7 条第 2 号及び建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 2 8 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、同日、指示処分を受けた。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号 (建設業法違反行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1 3 当該部局が所管する区域内において、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

大成産業 株式会社
青森県青森市大字浜田字玉川 2 6 2 - 9

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 4 日から
令和 7 年 1 0 月 3 日まで (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

大成産業 (株) の元代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 2 6 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>3 ヲ月以上 9 ヲ月以内</u> 2 ヲ月以上 6 ヲ月以内 1 ヲ月以上 3 ヲ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

関電ファシリティーズ 株式会社
大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日から
令和7年10月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

関電ファシリティーズ（株）は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日精 株式会社

東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 7 号

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 6 月 2 0 日から

令和 7 年 8 月 1 9 日まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事をを行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

住友重機械搬送システム 株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から
令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事をを行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

フジパスク 株式会社
東京都世田谷区上馬 4-2-5

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 6 月 2 0 日 から
令和 7 年 1 0 月 1 9 日 まで（4 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

I H I 運搬機械 株式会社
東京都中央区明石町8番1号

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から
令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事をを行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

新明和工業 株式会社
兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 6 月 2 0 日 から
令和 7 年 8 月 1 9 日 まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書 (特記仕様書、設計図面等) で「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材 (再生アスファルト合材) を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所
明光技研 株式会社
山形県南陽市西落合 5 6 6 番地 1
2. 指名停止措置期間
令和 7 年 5 月 2 3 日 から
令和 7 年 9 月 2 2 日 まで （4 ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
4. 事実概要及び指名停止措置理由
明光技研株式会社の代表取締役は、山形県高島町が発注した業務（設計・調査）の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年2月16日、山形県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。その後、明光技研株式会社の代表取締役は、業務（設計・調査）の入札情報を入手した見返りとして現金を渡したとして、同年3月7日、山形県警察に贈賄の容疑で再逮捕された。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。
5. 競争参加資格の種類
測量等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

鹿島道路 株式会社
東京都文京区後楽 1－7－27

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 1 日から
令和 7 年 7 月 1 0 日まで (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者は、関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書 (特記仕様書、設計図面等) で「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材 (再生アスファルト合材) を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったこと、及び当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 NIPPO

東京都中央区京橋 1-19-11

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 11 日から

令和 7 年 7 月 18 日まで (10W+1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、測量等、物品役務等

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内